

公立大学法人山口県立大学の第1期中期目標期間における成果と今後の方向性

法人の目的

大学を設置し、及び管理することにより、地域における知の拠点として、住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を深く教授研究するとともに、高度な知識及び技能を有する人材の育成並びに研究成果の社会への還元による地域貢献活動を積極的に展開し、もって人々が生き生きと暮らす社会の形成に資する(定款第1条)。

【中期目標の達成状況】

文部科学省が大学の優れた教育プログラムに対して財政支援を行う「GP (Good Practice)」等の8件採択をはじめ、オープンカレッジの拡充、外部研究資金の大幅な増加など、法人化前に比べて飛躍的な前進。大学改革、教育研究活性化に法人化が大きく寄与。

第1期中期目標に掲げた「法人が自主性、自律性を発揮し、その目的の達成に向けて着実に成果を上げるための安定した体制、仕組みの早期確立」は、概ね達成の見通し。

1 教育研究等の質の向上

(1) 教育

① 従来の基礎教養教育、学部専門教育、大学院教育の全面的見直しによる新たな教育課程の編成、学部学科の再編を執行するとともに、成績評価の厳格化に資するシラバスの見直し、学修意欲を高めるための履修指導の充実など教育方法を改善。特色ある教育の内容及び方法が、特色GP、現代GPに採択。

② 社会福祉士、看護師などの国家試験の合格率や学部生の就職決定率等の数値目標を設定しこれをほぼ達成。教育目的に適う学生の自主的活動も活発化。教育の成果に関する目標管理が機能。

③ 教員の教育能力の向上に資する組織的取組を推進し、文部科学省の大学改革支援事業の8件採択が実現 等

(2) 学生支援

学生支援GPの採択を得て学生生活支援センターを設置し、学生支援に関わる諸事業を総合的に実施するなど、学生支援体制を強化するとともに支援内容を充実 等

(3) 研究

文部科学省科学研究費補助金申請に組織を上げて取り組み、採択件数は目標をほぼ達成 等

(4) 地域貢献

① 地域共生センターを中心にオープンカレッジを積極的に展開し、その規模内容は法人化前に比べて飛躍的に拡大。

② 地域共生授業の展開、地域交流拠点(Yucca)及びボランティア窓口の設置運営などによって、地域住民と学生・教員の交流関係が緊密化。

③ 日本経済新聞社産業地域研究所が実施した平成22年「大学の地域貢献度ランキング」において本学は16位にランク 等

(5) 国際交流

学生交流、教職員交流等に係る数値目標を掲げた国際化推進方針を策定し諸事業を推進。留学生の地域派遣の展開、新たな学術交流協定の締結など、地域の国際化を含む国際交流の取組が活発化 等

2 業務運営の改善及び効率化

① 理事長(学長)等を中心とする全学的視点に立ち機動的な運営体制を整備

② 経営審議会、教育研究評議会等に学外委員を登用し、当該委員の意見を大学運営に反映

③ 全学的視点に立った公正、公平で客観的な人事を行う人事委員会を設置

④ 事務職員のプロパー化を着実に推進

⑤ より効果的、効率的な業務運営を目指した事務組織の再編を執行 等

3 財務内容の改善

① 中期財政計画に基づく計画的な財政運営

② 5年連続して目標(法人化前の2倍)を上回る外部研究資金等の獲得 等

【社会経済情勢の変化の状況】

1 設立団体(山口県)

(1) 少子高齢化の進行

① 総人口(総務省人口推計)

平16:1,504千人 → 平21:1,455千人(△3.3%。全国△0.2%)

② 年少人口割合

平16:13.1%(全国42位) → 平21:12.6%(全国40位)

③ 老年人口割合

平16:24.3%(全国 5位) → 平21:27.5%(全国 4位)

④ 県内高校生の県外大学への進学傾向

大学等進学者の自県内高出身者歩留まり率

平17:19.6%(全国34位 平均40.1%) → 平22:23.2%(全国29位 平均42.0%)

(2) 人々の往来に係る国際化の進展

① 国際定期航路

平成19年 下関～中国・太倉市就航。従来の釜山、青島の2航路から3航路へ

② 国際チャーター便(山口宇部空港発着)片道ベース

平16:8便1,344人 → 平21:44便5,952人

③ 永住者を除く外国人登録者数

平16:5,131人 → 平21:5,902人

④ EPA(経済連携協定)に基づくフィリピン、インドネシアの介護士・看護師受け入れ開始(平20)。なお、タイとは介護福祉士等の受け入れについて、ベトナムとは看護師等の受け入れについて継続交渉中。

(3) 県民の協働、地域資源の活用等を通じた県勢振興に係る県民の期待

山口県において中山間地域振興条例(平18)、子育て文化創造条例(平19)、文化芸術振興条例(平19)、ふるさと産業振興条例(平20)の制定等

2 大学全般

(1) 大学の役割の重要性に係る法的位置づけ(平18.12教育基本法改正)

「知の世紀」といわれる社会における役割の重要性、その特別な性格から、改正教育基本法において特に大学の基本的役割を新たに規定。

(第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。)

(2) 中長期的な大学の在り方に関する議論の展開(中央教育審議会)

進学率の向上と学生のニーズの多様化、18歳人口の減少、国境を超えた大学の教育活動の進展を踏まえ、平成20年9月に、文部科学大臣が中央教育審議会に対し中長期的な大学の在り方を諮問。

現在、重要課題として「教育の質の保証と向上」、「大学の機能別分化等の促進」、「大学における教育研究基盤の強化」等が継続審議中。

(3) 大学教育等の充実と教育の質保証に係る文部科学省公募型補助事業の削減

新規採択枠(学部教育関係) 平21:72億円 → 平23: なし

(4) 公立大学に係る地方交付税単位費用の漸減

(例)文科系 平17:学生1人当たり308千円 → 平23:同243千円

第1期中期目標期間の状況

今後の方向性

全国に先行する少子高齢化の進行等に対応し、県民の協働や地域資源の活用等を通じた県勢振興を図る上で、健康や文化の領域における知の拠点である県立大学の果たす役割は今後ますます重要。

大学一般に対する社会の要請にも的確に対応しつつ、県立大学を今後とも地方独立行政法人制度のもとで存続・発展させるため、第2期中期目標期間においては、第1期中期目標期間において整備された体制・仕組み等の成果を基礎に、以下の3点を基本とした「選択と集中」による法人の自主的、自律的な大学改革の取組を促進。

① 「県立」の大学としての地域貢献に係る具体的成果の着実な創出

- ・健康や文化の領域で県民の福祉の増進に資する高度な知識及び技能を有する人材の育成
- ・県の政策形成等に資するシンクタンク機能の発揮
- ・県民との連携・交流の推進 等

② 個性・特色の明確化、教育研究の質の保証・向上に向けた不断の取組の推進

- ・特色ある教育の可視化と質保証
- ・多様化する学生ニーズに応える満足度の高い総合的な学生支援活動の展開
- ・研究活動の活性化と成果発信 等

③ 組織・経営基盤の更なる強化

- ・高度化する大学運営に対応した教職員の職能開発
- ・自己収入の確保と経費の抑制
- ・大学情報の戦略的発信 等